

- ③ 倫理 (5 時間以上)
- (3) 集合研修 < 10 時間 >
 - ① 申立書起案 (講義・講評) (5 時間)
 - ② 答弁書起案 (講義・講評) (5 時間)
- (4) 総合講義 < 3 時間 >
 - ① 倫理 (3 時間)
- (5) 考査 < 2 時間 >
 - ① 択一式・記述式 (2 時間)

7 考査及び認定

考査は、日本土地家屋調査士会連合会が主体となり、公平・公正を期して実施する。

認定は、連合会による土地家屋調査士特別研修の実施報告及び受講者が行う民間紛争解決
手続代理能力認定の申請を基に法務大臣が行う。

以上